

公債費負担適正化計画

(平成 19~27 年度)



平成 22 年 7 月改定

新潟県南魚沼市

1 計画の趣旨

本計画は、実質公債費比率による許可団体である南魚沼市の、実質公債費負担の適正な管理のための取り組みを計画的に行うために、平成 19 年度に策定した公債費負担適正化計画を毎年度見直すものです。

平成 22 年度の見直しは、平成 21 年度の実績を踏まえ、既往債の償還や新規発行の状況を想定し、計画期間内での実質公債費比率を抑制することを目指し、指針を定めるものとします。

2 計画期間

実質公債費比率が 18% 未満になるまでの、平成 19 年度から平成 27 年度までの 9 年間とします。

3 実質公債費負担の現状と見込み

(1) 市債の残高

平成 21 年度末における各会計別の市債残高は、以下のとおりとなっています。平成 20 年度と比較すると 29 億 70 百万円ほど減少しています。しかし、市債残高は約 856 億円あり、標準財政規模 190 億円の当市では依然重い負担となっています。

(表 1) 各会計別市債残高

(単位：千円)

会 計 名	H21 年度末 (A)	H20 年度末 (B)	(B) - (A)
普 通 会 計	35,236,095	36,212,351	△976,256
下水道特別会計	32,743,431	33,549,523	△806,092
水道事業会計	16,729,176	17,760,859	△1,031,683
病院事業会計	870,808	1,027,666	△156,858
合 計	85,579,510	88,550,399	△2,970,889

ア 普通会計

平成 10 年度までは、景気刺激策として国の大型補正等が行なわれたことから、旧 3 町（大和町、六日町及び塩沢町）ともこれに呼応して学校改築等の大規模事業に積極的に取り組んできました。その結果、毎

年度の市債発行額は当該年度の元金償還金を大幅に上回り、市債の残高は毎年度増加してきました。

平成 11 年度以降は、市債残高の減少を図るため投資的事業を抑制し、投資的事業に充てる市債の発行額をおおむね元金償還額以下としてきました。

しかし、平成 13 年度から地方交付税の代替措置として発行が許可された臨時財政対策債、平成 16・17 年度に合併支援措置として発行が許可された合併振興基金の造成に充てる特別な市債の発行により、市債の残高、公債費の額は平成 17 年度まで増加してきました。

イ 水道事業会計

水道事業会計では、旧 3 町において老朽管の更新や南魚沼広域水道企業団からの受水対応のために平成 10 年頃までに配水地等の整備を行い、多額の市債を発行してきました。

また、平成 17 年 10 月に旧 3 町が合併したことに伴い、南魚沼広域水道企業団を解散し債権債務を全て承継しました。同企業団は、ダム建設費の一部を負担することを条件に三国川ダムから水源の供給を受け、旧 3 町に水道水を配水することを目的に昭和 54 年に設立されました。企業団は、浄水場の建設、配水管の建設や国への負担金に充てるため多額の市債を発行してきました。

これらの市債の残高については、施設も完成したことから、徐々に減少しています。公債費については償還期間が長いことから今後もほとんど減少せず、重い負担がしばらく続きます。

現在は、資本費が他の団体に比べて高額なことから、一般会計から高料金対策分の繰出しを行なっています。

ウ 下水道特別会計

下水道の建設は、昭和 56 年から開始しました。平成 21 年度末の普及率は、89.6%となっています。下水道事業は、合併後の新市の均衡ある発展のための最重点課題の一つであり、厳しい財政事情ではありますが平成 25 年度完成を目標に事業を進めていきます。

下水道事業の市債については、償還期間が長いこともあり、また事業完了予定の平成 25 年度まで相当額の発行をせざるを得ないことか

ら、残高はほとんど減少しません。公債費についても水道事業会計と同様に重い負担が当分の間は続きます。

(2) 実質公債費負担の現状と見込み

公債費負担の適正化を図るため平成 19 年度から 3 年間、財政資金等について補償金免除による繰上償還を実施したことにより、公債費負担の軽減が図られましたが、上述のとおり既往債の公債費負担は重く、当分その減少は見込めません。今後、市債を新規に発行しないと仮定した場合でも、実質公債費比率の推計は、別紙 1 のとおり平成 26 年度までは 18%を下回らない見込みです。

平成 21 年度決算に基づく普通会計の単年度実質公債費比率は 12.3%でした。これに各会計への公債費分繰出金や公債費に準ずる債務負担行為等を加味した単年度実質公債費比率は 21.1%となりました。平成 20 年度では 22.6%でしたので、1.5 ポイント減少しました。

なお、平成 21 年度における単年度の実質公債費比率のそれぞれの要因別内訳は以下のとおりです。

(表 2) 要因別内訳

区 分	率 (%)
普 通 会 計	1 2 . 3
下 水 道 特 別 会 計	5 . 4
水 道 事 業 会 計	2 . 6
病 院 事 業 会 計	0 . 5
債 務 負 担 行 為 に よ る も の	0 . 1
一 部 事 務 組 合 の 負 担 金	0 . 2
計	2 1 . 1

4 公債費負担適正化方針

(1) 今後の地方債発行等に係る方針

ア 投資的事業の厳選

公債費負担の適正化を図る第1の方針は、発行を抑制することです。そのためには、投資的事業を引き続き厳しく選択していきます。

具体的には、

- ① 市町村合併の効果を発揮するために行う事業
- ② 中越地震、中越沖地震を教訓に行なう耐震化等の防災事業
- ③ 危険あるいは修繕費が嵩む老朽施設の更新事業

これらを基準に、事業を厳しく選別し、実施していきます。

イ 合併特例債の活用

公債費負担の適正化を図るための第2の方針は、優良債の活用により実質公債費負担の軽減を図ることです。

南魚沼市は、平成17年10月に合併していることから、平成27年度まで合併特例債の発行が可能です。発行可能枠は約270億円で、平成21年度末には、約91億円を発行しています。平成22年から平成27年までの期間に約135億円の発行を見込むこととします。

(2) 計画期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策

今回策定した適正化計画に基づき、総合計画のローリングや予算編成を行うものとします。また、交付税等の数値の変動により影響を受けるので毎年度計画の見直しを行い、1年でも早い公債費適正化を目指します。

(3) 今後の実質公債費比率の見通し等

(1)の方針による実質公債費比率の推計は、別紙2のとおりです。1年でも早い公債費適正化を目指しますが、新市の基礎づくりの期間である平成27年度まではどうしても実施しなければならない事業があります。したがって、平成27年度に適用となる実質公債費比率で18%未満を目標とします。

別紙 1 「既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計」の推計条件

- (1) 公債費充当一般財源
 - ア 既往債に基づく今後の償還額を計算。
 - イ 公営住宅の家賃、転貸債償還分及び教員住宅使用料等を平成 21 年度の決算を参考に 40,000 千円として据え置き。
 - ウ 旧広域連合分の元利償還額については、湯沢町からの受託収入のうち公債費負担分を控除。
- (2) 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金
 - ア 水道、病院及び下水道の各会計の収支計画書から算出。
- (3) 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金
 - ア 魚沼地域特別養護老人ホーム「八色園」について算出。
- (4) 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの
 - ア 債務負担行為調書より算出。
- (5) 一時借入金の利子
 - ア 平成 21 年度をベースに 454 千円で据え置き。
- (6) 地方債に係る元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額
 - ア 平成 21 年度交付税算定台帳等を参考に算出。
- (7) 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額
 - ア 平成 21 年度交付税算定台帳等を参考に算出。
 - イ 下水道事業債について、各年度発行分について、平成 20 年度と同様に算出。
- (8) 標準財政規模
 - ア 平成 20 年度決算額と同額で据え置き。

＜既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計＞【既往債借入のみ】

	計画策定初年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)
(1) 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	3,988,869	3,910,267	3,823,195	3,748,726	3,727,485	3,603,630	3,498,646	3,508,167	3,245,491
(2) ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)									
(3) 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「①」欄の数値を転記)									
(4) 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	2,259,606	2,496,904	2,627,993	2,378,342	2,302,287	2,255,022	2,190,827	2,026,662	1,814,443
(5) 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	60,525	59,777	59,421	57,685	57,600	57,514	57,427	57,338	57,248
(6) 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	111,249	99,661	51,907	58,684	57,268	45,600	41,826	41,021	40,216
(7) 一時借入金の利子	986	740	454	454	454	454	454	454	454
(8) 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,894,455	2,026,458	2,159,229	2,250,694	2,325,708	2,330,903	2,428,325	2,920,317	2,924,687
(9) 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,109,473	1,075,579	1,063,594	1,046,746	1,028,789	1,028,380	1,036,577	1,101,982	1,128,021
(10) 標準財政規模	18,059,091	18,405,456	19,015,091	18,405,456	18,405,456	18,405,456	18,405,456	18,405,456	18,405,456

(11) 実質公債費比率(単年度)	22.7%	22.6%	21.1%	19.5%	18.5%	17.3%	15.6%	11.2%	7.7%
(11)' 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)	24.6%	23.3%	22.9%	22.1%	21.1%	19.7%	18.4%	17.1%	14.7%

別紙 2「既往債等に今後の発行予定を加えた実質公債費負担の将来推計」の推計条件

別紙 1 をベースとして作成。新規発行予定分等について加算。

(1) 公債費充当一般財源

ア 新規発行については以下のとおり見込んで積算。(別紙 3 参照)

①発行総額 約 188 億円

・うち合併特例債 約 135 億円

・うち臨時財政対策債 約 42 億円

② 借入れ条件

・利率 年 2.0%

・償還期間 15 年（うち据置 3 年）10 年で利率見直し

・償還方法 元金均等半年賦

(2) 地方債に係る元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額

ア 合併特例債の新規発行分の元利償還金から算出される需要額を加算。

＜新規分含む＞

(単位：千円)

	計画策定初年 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)
(1) 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	3,988,869	3,910,267	3,823,195	3,748,726	3,727,485	3,660,471	3,622,504	3,695,557	3,727,806
(2) ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)									
(3) 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑰」欄の数値を転記)									
(4) 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	2,259,606	2,496,904	2,627,993	2,511,197	2,417,559	2,436,053	2,302,159	2,250,808	2,160,982
(5) 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	60,525	59,777	59,421	57,685	57,600	57,514	57,427	57,338	57,248
(6) 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	111,249	99,661	51,907	58,684	57,268	45,600	41,826	41,021	40,216
(7) 一時借入金の利子	986	740	454	454	454	454	454	454	454
(8) 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,894,455	2,026,458	2,159,229	2,250,694	2,325,708	2,330,903	2,428,325	2,920,317	2,924,687
(9) 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,109,473	1,075,579	1,063,594	1,046,746	1,028,789	1,028,380	1,036,577	1,101,982	1,128,021
(10) 標準財政規模	18,059,091	18,405,456	19,015,091	18,405,456	18,405,456	18,405,456	18,405,456	18,405,456	18,405,456

(11) 実質公債費比率(単年度)	22.7%	22.6%	21.1%	20.4%	19.3%	18.9%	17.1%	14.1%	13.5%
(11)' 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)	24.6%	23.3%	22.9%	22.1%	21.4%	20.2%	19.5%	18.4%	16.7%

別紙3

○ 市債の推移(一般会計)

(単位:千円)

年度	普通建設 事業費	新規発行	うち 臨財債	うち 合併特例債	投資的発行	償還元金	うち公的資金補償金免除 繰上償還額	償還利子	償還 元利計	年度末 元金残高
H19	3,500,211	2,350,800	710,400	1,424,000	1,640,400	3,877,659	169,817	846,042	4,723,701	38,630,495
H20	3,283,416	2,602,900	665,400	1,605,200	1,937,500	5,021,045	1,366,765	755,537	5,776,582	36,212,350
H21	4,357,300	3,213,500	1,032,700	1,635,100	2,180,800	4,189,755	715,686	650,631	4,840,386	35,236,095
H22	5,414,201	3,663,300	850,000	2,813,300	2,813,300	3,461,993		580,593	4,042,586	35,437,402
H23	4,264,656	2,842,000	665,000	2,177,000	2,177,000	3,407,633		583,760	3,991,393	34,871,769
H24	4,098,747	3,350,900	665,000	2,685,900	2,685,900	3,309,114		593,893	3,903,007	34,913,555
H25	3,760,356	3,176,600	665,000	2,511,600	2,511,600	3,243,378		604,561	3,847,939	34,846,777
H26	3,694,749	2,963,900	665,000	2,298,900	2,298,900	3,311,326		608,821	3,920,147	34,499,351
H27	3,855,693	2,849,400	665,000	1,014,400	2,184,400	3,330,075		612,506	3,942,581	34,018,676

別紙4

○ 市債の推移(水道事業会計)

(単位:千円)

年度	新規発行	償還元金	償還利子	償還元利計	年度末元金残高
H19	2,643,900	3,752,943	850,761	4,603,704	18,967,025
H20	2,320,000	3,526,166	678,916	4,205,082	17,760,859
H21	1,893,100	2,924,783	539,910	3,464,693	16,729,176
H22	440,800	1,329,100	442,985	1,772,085	15,840,876
H23	694,700	1,332,281	420,656	1,752,937	15,203,295
H24	534,000	1,258,114	403,816	1,661,930	14,479,181
H25	434,200	1,268,866	383,207	1,652,073	13,644,515
H26	478,200	1,268,267	359,614	1,627,881	12,854,448
H27	478,200	1,275,440	336,767	1,612,207	12,057,208

○ 市債の推移(下水道特別会計)

(単位:千円)

年度	新規発行	償還元金	償還利子	償還元利計	年度末元金残高
H19	1,715,200	1,547,927	1,003,193	2,551,120	33,460,052
H20	1,748,000	1,658,529	938,074	2,596,603	33,549,523
H21	1,901,400	2,707,492	846,965	3,554,457	32,743,431
H22	2,076,400	1,772,343	749,803	2,522,146	33,047,488
H23	1,993,600	1,826,775	747,376	2,574,151	33,214,313
H24	2,028,600	1,884,847	743,950	2,628,797	33,358,066
H25	1,965,600	1,955,647	738,676	2,694,323	33,368,019
H26	1,893,300	2,071,441	730,224	2,801,665	33,189,878
H27	1,239,000	2,051,802	717,709	2,769,511	32,377,076